

2023年9月8日

各 位

会 社 名 成友興業株式会社
代表者名 代表取締役社長 細沼 順人
(コード：9170、名証メイン市場)
問合せ先 取締役常務執行役員 経営企画部長 齊藤 衛
(TEL. 03-3538-4111)

募集株式発行及び株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2023年9月8日に開催の当社取締役会において、当社普通株式の株式会社名古屋証券取引所メイン市場への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 30,000 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定
(2023年9月25日開催の取締役会で決定する。) |
| (3) 払 込 期 日 | 2023年10月12日(木曜日) |
| (4) 増加する資本金の額 及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) 募 集 方 法 | 発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) 発 行 価 格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2023年10月4日に決定する。) |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (7) 申 込 期 間 2023年10月5日(木曜日)から
2023年10月11日(水曜日)まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 2023年10月13日(金曜日)
- (10) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行
価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取
金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払 込 取 扱 場 所 株式会社三菱UFJ銀行 立川支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予
定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役に一任す
る。
- (13) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 の 種 類 及 び 数 当社普通株式 100,000株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 東京都福生市
細沼 菜穂子 100,000株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社SBI証
券、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、アイザワ
証券株式会社、むさし証券株式会社及び岩井コスモ証券株
式会社株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取
引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向け
の売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の
総額を引受人の手取金とする。引受価額は、第1号議案に
おける募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、第1号議案の
募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

.....
 ● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものでは
 ● ありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並び
 ● に訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ●

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- | | |
|---|---|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 19,500 株 (上限) |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 売出人 東京都港区六本木一丁目6番1号
株式会社SBI証券
売出株式数 当社普通株式 19,500 株 (上限)
(オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2023年10月4日(発行価格等決定日)に決定される。) |
| (3) 売 出 方 法 | 売出価格での一般向け売出しである。 |
| (4) 売 出 価 格 | 未定(上記1.における発行価格と同一となる。) |
| (5) 申 込 期 間 | 上記1.における申込期間と同一である。 |
| (6) 申 込 株 数 単 位 | 上記1.における申込株数単位と同一である。 |
| (7) 株 式 受 渡 期 日 | 上記1.における株式受渡期日と同一である。 |
| (8) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。 | |
| (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、第1号議案の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。 | |

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 19,500 株 |
| (2) 募集株式の払込金額 | 未定(上記1.における公募による募集株式の払込金額と同一となる。) |
| (3) 割 当 価 格 | 未定(なお、上記1.における引受価額と同一とする。) |
| (4) 払 込 期 日 | 2023年11月8日(水曜日) |
| (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (6) 割当先及び割当株式数 | 株式会社SBI証券 19,500 株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。 |
| (7) 払 込 取 扱 場 所 | 株式会社三菱UFJ銀行 立川支店 |

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
●

- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 募集株式の払込金額及びその他本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は今後開催予定の取締役会において決定し、その他本募集株式発行に必要な一切の事項については、代表取締役に一任する。
- (10) 上記 3. において定めるオーバーアロットメントによる売出しが中止された場合には、本第三者割当による新株式発行も中止する。

5. 親引けの件

上記 2. 「引受人の買取引受による株式売出しの件」に関して、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員の福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し 13,000 株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

[ご 参 考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 募 集 株 式 | 当社普通株式 30,000 株 |
| (2) 売 出 株 式 数 | ①引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 100,000株
②オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 上限 19,500株 |
| (3) 需 要 の 申 告 期 間 | 2023年9月27日(水曜日) から
2023年10月3日(火曜日) まで |
| (4) 価 格 決 定 日 | 2023年10月4日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申 込 期 間 | 2023年10月5日(木曜日) から
2023年10月11日(水曜日) まで |
| (6) 株 式 受 渡 期 日 | 2023年10月13日(金曜日) |

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又は全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である細沼 順人(以下、「貸株人」という。)から借受ける株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社が新たに追加的に発行する当社普通株式の割当を受ける権利(以下、「グリーンシューオプション」という。)を、2023年11月2日を行使期限として当社から付与される予定であります。また、当社は2023年9月8日開催の当社取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とし、払込期日を2023年11月8日とする当社普通株式19,500株の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っています。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシューオプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社SBI証券は、上場日(2023年10月13日)から2023年11月2日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行う株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社名古屋証券取引

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、株式会社SBI証券は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	1,256,100株
公募増資による増加株式数	30,000株
公募増資後の発行済株式総数	1,286,100株
第三者割当増資による増加株式数	19,500株
第三者割当増資後の発行済株式総数	1,305,600株

（注）第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記「4. 第三者割当による募集株式発行の件」の募集株式数の全株に対し、株式会社SBI証券からグリーンシューオプションの通知があり、発行がなされた場合の数値です。

3. 調達資金の使途

今回の手取概算額57,068千円に第三者割当増資の手取概算額上限43,594千円を合わせた、手取概算額合計上限100,662千円については、環境事業における工場設備の一部入替に充当する予定であります。その具体的な内容は以下のとおりであります。

環境事業のあきる野工場、城南島第一工場、城南島第二工場において、汚染土壌処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力を維持または一部増強するための設備資金として、2024年9月期に全額充当する予定です。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（※）手取概算額は有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,430円）を基礎として算出した見込み額であります。

4. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行及び株式売出しに関連して、売出人である細沼菜穂子並びに当社株主かつ貸株人である細沼順人、当社株主である細沼理恵及び成友興業従業員持株会、当社新株予約権者である元石真祐美、萩森孝紀、鈴木裕、新富明男、藤盛諭、新井和史、塩浦智之、隅田貴広、小島祥樹、紺野勝、木下実、越田秀克、金子守、惟村宣治、青木泰三、石岡利

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

美、高橋伸治、清水寿敏、計良浩介、斉藤衛及び北垣栄一は、株式会社SBI証券（以下「主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2024年4月9日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2023年9月8日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業・投資計画などを総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら、配当性向30%程度を目指して、配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後の株主に対する利益配分の具体的増加策につきましては、積極的に株主への利益還元を行っていく予定ですが、具体的な内容につきましては、今後検討を行う予定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4)過去3決算期間の配当状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
1 株当たり当期純利益	162.76円	177.06円	220.42円
1 株当たり配当額	20.00円	20.00円	40.00円
(1株当たり中間配当額)	—	—	—
実績配当性向	12.3%	11.3%	18.1%
自己資本当期純利益率	6.42%	6.77%	7.93%
純資産配当率	0.79%	0.74%	1.39%

(注)

1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産（期首・期末の平均）で除した数値であります。
4. 2020年9月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、監査法人A&Aパートナーズの監査を受けておりません。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 上記「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....